

島根県報

平成30年3月27日 (火) **号外 第 3 1 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

B	次
-	

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

(財 政 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中第36号を削り、第35号を第36号とし、第24号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第23号を削り、第22号を第24号とし、第21号を削り、第20号を第23号とし、第19号を第22号とし、第18号を削り、第17号を第18号とし、同号の次に次の3号を加える。

- 19 環境保全施設整備交付金
- 20 しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費負担金
- 21 島根県産業廃棄物適正処理推進交付金

別表中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

14 住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金

別表中第72号及び第73号を削り、第71号を第72号とし、第65号から第70号までを1号ずつ繰り下げ、第64号を削り、第63号を第65号とし、第55号から第62号までを2号ずつ繰り下げ、同表第54号中「島根県6次産業化ネットワーク活動交付金」を「島根県食料産業・6次産業化交付金」に改め、同号を同表第56号とし、同表中第53号を第55号とし、第40号から第52号までを2号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の2号を加える。

- 40 国民健康保険保険給付費等交付金
- 41 国民健康保険財政安定化基金事業交付金

別表中第91号を第92号とし、第74号から第90号までを1号ずつ繰り下げ、第72号の次に次の2号を加える。

- 73 島根県林業·木材産業成長産業化促進対策交付金
- 74 島根県合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第18 号、第21号、第23号、第36号、第54号、第64号、第72号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第19号及び第74号に掲げる交付金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の 規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。